**平成２２年（フ）第３１７３号**
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目13番25号　テラスハウス浅岡Ｂ107
債務者　瀬戸　順子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４５０号**
横浜市中区麦田町４丁目106番地　パーソンズ山手202号室
債務者　石川　一弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３５１６号**
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目５番27号　アレイ茅ヶ崎103
債務者　高田　賢美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６４５号**
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目143番地
債務者　佐々木良夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６６２号**
横浜市戸塚区俣野町555番地３
債務者　星野　泰正
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６７２号**
神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地２－Ｅ－509号　ベルパーク湘南茅ヶ崎
債務者　妹山　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６９３号**
横浜市南区中里４丁目33番23号
債務者　新井　純子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７０５号**
神奈川県大和市中央林間５丁目15番９号　メルローズ103
債務者　藤井　義久
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８７０号**
愛知県知立市宝１丁目15番地21　エステートＢ205号、従前の住所岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目36番地の28
債務者　堀部　義人
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８９２号**
愛知県豊田市西町６丁目３番地４　坂平ビル503号
債務者　蒲生　裕一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８９６号**
愛知県岡崎市大門３丁目15番地８　プロビデンス大佳Ｂ－201
債務者　木本　信夫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８４４号**
栃木県さくら市草川51番地５、前住所埼玉県蓮田市大字黒浜4537番地の14
債務者　フジ家具販売こと　冨士田幸彦
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９２２号**
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目４番20号　ロビーハウス105号室、前住所栃木県小山市三峯１丁目11番５号
債務者　戸野塚正夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９２３号**
栃木県鹿沼市松原４丁目109番地９
債務者　関口　　久
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９２４号**
栃木県鹿沼市松原４丁目109番地９
債務者　関口　正敏
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係